

第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類1	環境に配慮した安全・安心のまち	中分類1	環境保全対策の推進
小分類1	地球環境対策・省エネルギーの推進		

第3期中期計画における「現況と課題」

2013年(平成25年)度を計画期間の初年度とする「宇治市第2次地球温暖化対策地域推進計画」においては、国や京都府の掲げる削減目標を踏まえ、本市域における温室効果ガスの排出量を、平成35年度までに1990年(平成2年)度比25%以上削減することを目指し、また、「宇治市地球温暖化対策実行計画(第4期計画)」においては、本市の事務・事業より排出される温室効果ガス排出量を、2017年(平成29年)度までに2011年(平成23年)度比5%以上削減することを目指しています。

省エネ機器への更新や職員の省エネ意識向上により、市庁舎の電気・ガス・水道の2015年(平成27年)度使用量は、「宇治市地球温暖化対策実行計画(第4期計画)」で定めた削減目標を達成できました。市全体としては、削減目標値を達成できていない状況です。

地球温暖化の影響と考えられる異常気象や災害が増加傾向にあり、地球規模での様々な環境問題が顕在化する中、将来の世代のために、今後も引き続き、地球温暖化防止のための対策を実施する必要があります。

市においては、これまでISO14001の規格に適合する環境マネジメントシステムを運用し、市の事務・事業のうち環境に影響を与える事業について、環境目標の設定及び監視測定を行うとともに、PDCAサイクルにより事業を検証し改善を図ってきました。2013年(平成25年)度には自己適合宣言を行うなど、ISOに基づく環境保全の取組は職員に定着し一定の成果を得ています。2017年(平成29年)度中を目途に独自の環境マネジメントシステムへ移行し、2018年(平成30年)度より適応範囲を全事務・事業へ拡大の上、引き続き市内街路灯や防犯灯のLED化等、省エネ化の取組を実施し、その監視測定と検証に努める必要があります。

今後も、市民・事業者との連携を深め、地球温暖化問題に対する市民の意識の向上を促進するため、本市全体で地球環境対策に取り組む気運を醸成することが必要であり、また講習会等の実施により、市民・事業者へ地球温暖化問題をより身近に分かりやすく捉えてもらえるように、「宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議(ecoつ宇治)」などにおいて効果的な取組を検討する必要があります。

第2期中期計画

目標

地球温暖化やヒートアイランド現象などの防止対策を推進するため、市民・事業者・行政の3者協働により、省エネルギー対策の普及・啓発等に取り組みます。



第3期中期計画

目標

地球温暖化やヒートアイランド現象などの防止対策を推進するため、市民・事業者・行政の3者協働により、省エネルギー対策の普及・啓発等に取り組みます。

第2期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
宇治市域の温室効果ガスの削減目標(排出量の目標値)	92.1万t-CO2 (平成2年度)	↘	69.1万t-CO2 (平成35年度)	2023年(平成35年)度までに温室効果ガスを1990年(平成2年)度比25%以上削減
宇治市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減目標(排出量の目標値)	14,832t-CO2 (平成23年度)	14,090t-CO2	↘	2017年(平成29年)度までに温室効果ガスを2011年(平成23年)度比5%以上削減



第3期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
宇治市域の温室効果ガスの削減目標(排出量の目標値)	104.5万t-CO2 (平成26年度)	↘	69.1万t-CO2 (平成35年度)	2023年(平成35年)度までに温室効果ガスを1990年(平成2年)度比25%以上削減
宇治市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減目標(排出量の目標値)	14,695t-CO2 (平成27年度)	↘	↘	平成29年度策定

備考

関連部門計画

- ・ 宇治市第2次環境保全計画
- ・ 宇治市第2次地球温暖化対策地域推進計画
- ・ 宇治市地球温暖化対策実行計画(第5期計画)

第2期中期計画

取組の方向

1. 地球温暖化防止対策等の推進

地球温暖化防止対策を推進するため、市民・事業者・行政の3者協働により、社会ニーズに応じたより身近で分かりやすい温室効果ガスの抑制の取組等を推進します。

2. 市役所自らの環境対策の推進

地球環境対策を率先して実行するため、市の事務・事業から排出する温室効果ガスを抑制し、「環境にやさしい市役所」を目指します。

3. 環境保全対策の推進（小分類1-1-2）

市民の健康で安全な生活を守るため、総合的な環境保全対策を推進します。また、市自らの環境施策をISO14001環境マネジメントシステムにより検証します。



第3期中期計画

取組の方向

1. 地球温暖化防止対策等の推進

地球温暖化防止対策を推進するため、市民・事業者・行政の3者協働により、社会ニーズに応じたより身近で分かりやすい温室効果ガスの抑制の取組等を推進します。

2. 市役所自らの環境対策の推進

地球環境対策を率先して実行するため、市の事務・事業から排出する温室効果ガスを抑制し、「環境にやさしい市役所」を目指します。

3. 環境保全対策の推進

市民の健康で安全な生活を守るため、総合的な環境保全対策を推進します。また、独自の環境マネジメントシステムへ移行し、温室効果ガス排出の抑制に努めます。

備考

取組の方向「3.環境保全対策の推進」は、第2期中期計画時小分類1-1-2「環境保全対策の強化」に位置付けていましたが、第3期中期計画策定において同小分類は削除し、取組の方向の内容を「地球規模の環境対策」と「地域の居住環境対策」で大別する過程で、本小分類に編成しています。

「3.環境保全対策の推進」の環境マネジメントシステムについては、現況と課題の内容を反映しています。

第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類1	環境に配慮した安全・安心のまち	中分類1	環境保全対策の推進
小分類2	地域における環境保全・環境美化の推進		

第3期中期計画における「現況と課題」

環境保全の一環として、市内の一般環境について把握をするため、大気質、水質、騒音・振動、悪臭、有害化学物質に関する環境調査や監視測定を実施しています。市全体としては概ね改善傾向にはあるものの、一部の河川や道路では水質や騒音・振動の改善に課題が残るため、引き続き監視測定するとともに、事業所への指導、下水道接続の推進、浄化槽の適正管理の徹底など生活排水対策や道路環境の改善を継続して行う必要があります。

駅前や観光地におけるたばこ等のポイ捨ては歴史・文化都市としての美観を損ない、市民や観光客などの潤いや安らぎを妨げるものとなっています。市民や観光客などに対して、市政だよりやFMうじによる広報・啓発活動を実施するとともに、環境美化ボランティアや関係団体と協働し、環境美化推進重点地域を中心に美化活動に取り組んでいます。今後も地域住民と協働して美化活動を実施し、環境意識のさらなる醸成を図るとともに、各地域での自主的な美化活動の実施等につなげていく必要があります。

山間部等においては、ごみの不法投棄等による地域の環境悪化が懸念されており、これを未然に防止するため、地域住民と連携したパトロールを実施しているところです。不法投棄数は減少傾向にあるものの根絶には至っておらず、今後もパトロール等を引き続き実施し、併せてより有効的な手法について検討する必要があります。

空き地等に繁茂する雑草等の放置や飼い犬等の糞害などの住宅周辺における公衆衛生に関する課題については、所有者や管理者の責任において解決すべき問題であることから、指導・啓発を行うことにより、自己の管理責任や良好な近隣関係の中で問題解決を図っていく必要があります。

宇治川周辺に発生するトビケラ対策については、関係機関等と連携し、電撃殺虫機の設置や環境への負荷の少ない薬剤の散布などを実施し、一定の効果を上げているものの根本的な解決には至っていない状況です。「宇治市トビケラ対策検討関係者会議」からの報告を踏まえた上で、新たな対策を検討する必要があります。

墓地公園については、核家族化や単身者の増加、墓所や祭祀に対する意識の変化を受け、ニーズが多様化していることから、「宇治市天ヶ瀬墓地公園のあり方検討委員会」からの提言を踏まえた上で、合葬墓等の効果的な整備について検討する必要があります。

斎場については、宇治市民のみならず近隣市町村からも広く利用されており、年間を通じて施設利用率が高い施設となっています。施設が一部老朽化しており、特に火葬炉の劣化が激しいため、「宇治市公共施設等総合管理計画」に沿って、費用面や受益者負担を勘案しつつ長寿命化対策を計画的に行う必要があります。

第2期中期計画

目標

安全で安心に暮らせる生活環境を整備するため、地域住民・関係団体との連携により環境美化を推進するとともに、生活環境の改善に取り組みます。



第3期中期計画

目標

安全で安心に暮らせる生活環境を整備するため、地域住民・関係団体との連携により環境美化を推進するとともに、生活環境の改善に取り組みます。

第2期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
〈参考〉環境美化活動の参加延べ人数	2,088人	↗	↗	クリーン宇治運動の参加延べ人数を含む
京滋バイパス(福角)大気測定局での大気汚染に関する環境基準の達成状況	100%	100%	100%	
自動車騒音の環境基準の達成状況	69.2%	↗	↗	13箇所中4箇所が基準値超
ダイオキシンに関する環境基準等の達成状況	100%	100%	100%	



第3期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
〈参考〉環境美化活動の参加延べ人数	2,457人	↗	↗	クリーン宇治運動の参加延べ人数を含む
京滋バイパス(福角)大気測定局での大気汚染に関する環境基準の達成状況	100%	100%	100%	
自動車騒音の環境基準の達成状況	84.6%	↗	↗	13箇所中2箇所が基準値超
ダイオキシンに関する環境基準等の達成状況	100%	100%	100%	

備考

関連部門計画

- ・ 宇治市第2次環境保全計画

第2期中期計画

取組の方向

1. 環境汚染の未然防止（小分類1-1-2）

環境汚染を未然に防止するため、関係機関と連携して工場・事業所等の発生源に対する指導強化を図るとともに、的確な対応により早期解決に努めます。

2. 環境調査・監視と情報提供（小分類1-1-2）

環境の状況を把握するため、関係機関と連携して大気汚染や水質汚濁の実態を調査し状況を監視するとともに、環境への配慮に向けた啓発に努めます。

3. 環境美化の推進

環境美化を推進するため、関係団体・地域住民・ボランティア等の協力により美化活動の取組を進めるとともに、広報・啓発活動により環境意識を醸成します。

4. 住宅周辺の生活環境の改善

住宅周辺の生活環境を改善するため、飼い犬の適正飼育等の指導・啓発を行うとともに、トビケラや衛生害虫などの防除対策を行います。

5. 不法投棄の防止

不法投棄をさせない環境づくりのため、地域住民との連携を密にした山間地域のパトロールや清掃活動などの実施により、不法投棄の防止を図ります。

6. 斎場・墓地の運営

市民の墓地需要等に対応するため、斎場や天ヶ瀬墓地公園を運営します。また、市有共同墓地の地元管理運営委員会等による自主的な管理運営を促進します。

備考

取組の方向「1.環境汚染の未然防止」「2.環境調査・監視と情報提供」は、第2期中期計画時小分類1-1-2「環境保全対策の強化」に位置付けていましたが、第3期中期計画策定において同小分類は削除し、取組の方向の内容を「地球規模の環境対策」と「地域の居住環境対策」で大別する過程で、本小分類に編成しています。「5.不法投棄の防止」「6.斎場・墓地の運営と整備の検討」については、現況と課題の内容を反映し時点修正しています。

第3期中期計画

取組の方向

1. 環境汚染の未然防止

環境汚染を未然に防止するため、関係機関と連携して工場・事業所等の発生源に対する指導強化を図るとともに、的確な対応により早期解決に努めます。

2. 環境調査・監視と情報提供

環境の状況を把握するため、関係機関と連携して大気汚染や水質汚濁の実態を調査し状況を監視するとともに、環境への配慮に向けた啓発に努めます。

3. 環境美化の推進

環境美化を推進するため、関係団体・地域住民・ボランティア等の協力により美化活動に取り組みるとともに、広報・啓発活動により環境意識を醸成します。

4. 住宅周辺の生活環境の改善

住宅周辺の生活環境を改善するため、飼い犬の適正飼育等の指導・啓発を行うとともに、トビケラ等の衛生害虫対策を行います。

5. 不法投棄の防止

不法投棄をさせない環境づくりのため、地域住民との連携を密にした山間地域のパトロール等を実施するとともに、防止に向けたより有効な手法について検討し、不法投棄の防止を図ります。

6. 斎場・墓地の運営と整備の検討

市民の墓地需要等に対応するため、斎場や天ヶ瀬墓地公園を運営します。また、それら施設の効果的・効率的な整備について検討します。

項目	說明
1. 總則	本辦法之目的在於...
2. 組織	本辦法所稱之...
3. 職權	本辦法所稱之...
4. 經費	本辦法所稱之...
5. 附則	本辦法自公布之日...

項目	說明
1. 總則	本辦法之目的在於...
2. 組織	本辦法所稱之...
3. 職權	本辦法所稱之...
4. 經費	本辦法所稱之...
5. 附則	本辦法自公布之日...

本辦法自公布之日...

中華民國...

第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類1	環境に配慮した安全・安心のまち	中分類1	環境保全対策の推進
小分類3	ごみ・し尿の適正処理の推進		

第3期中期計画における「現況と課題」

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき市内の一般廃棄物については生活環境の保全本上支障が生じないように収集、運搬、処分を行っており、安定的かつ効率的に処理できる体制づくりに努めています。

ごみの適正な分別が行われないと、リサイクル率の低下や、収集運搬中及び処理工程での事故にも繋がることから、啓発を強化することが必要です。市政だよりの発行や、市ホームページ、FMうじ放送、イベントなどによりごみの適正な分別を周知するとともに、指定ごみ袋制度の導入やプラマークの分別回収を開始するなどして、ごみ減量意識の向上や分別の徹底によるさらなる資源化の促進を図っています。

介護が必要な人や身体に障害のある人など、ごみ収集場所へのごみ出しが困難な世帯に対して、玄関先での戸別ごみ収集や希望者への声掛け(安否確認)を行う「ふれあい収集」を実施しており、今後の少子高齢社会の進展が見込まれる中、効果を検証しながら、引き続き取り組んでいく必要があります。

本市におけるごみは、城南衛生管理組合及び(一財)宇治廃棄物処理公社を中心として処理を行っており、市内の最終処分場として廃棄物処理行政の一端を担っており、2007年(平成19年)度から産業廃棄物の非飛散性アスベストの受入を開始するなど、社会の要請に応えながら廃棄物の適正処理に大きな役割を果たしています。

また、し尿処理手数料の収納、汲み取り開始・廃止受付を適切に行うとともに、市政だよりの発行や市ホームページでの汲み取り日程の周知を図ることで、城南衛生管理組合が所管する、し尿処理事業が円滑に行われるように努めています。

焼却処理量の約7割(2016年(平成28年)度実績)を処理している城南衛生管理組合の折居清掃工場が、稼働後30年以上経過していることから、2015年(平成27年)に新しい折居工場の建設を開始し、2018年(平成30年)4月より稼働する予定となっています。しかしながら、焼却灰の埋立て先である大阪湾広域臨海環境整備センターの「大阪湾フェニックス計画」の計画期間が2021年(平成33年)度までと定められていることから、今後の施設整備のあり方や最終処分場の確保について、城南衛生管理組合や構成市町などとともに、検討していく必要があります。

第2期中期計画

目標

快適な市民生活を支えるため、安定的、効率的なサービス体制の確立に取り組み、ごみ・し尿の適正処理を推進します。



第3期中期計画

目標

快適な市民生活を支えるため、安定的、効率的なサービス体制の確立に取り組み、ごみ・し尿の適正処理を推進します。

第2期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
可燃ごみに含まれる不燃物の重量割合(乾燥重量ベース)	4.4%	↘	↘	城南衛生管理組合管内の数値



第3期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
可燃ごみに含まれる不燃物の重量割合(乾燥重量ベース)	5.65% (平成27年度)	↘	↘	城南衛生管理組合管内の数値

備考

関連部門計画

- ・ 宇治市第2次ごみ処理基本計画
- ・ 宇治市生活排水処理基本計画
- ・ 宇治市一般廃棄物処理実施計画

第2期中期計画

取組の方向

1. ごみの適正処理

ごみの分別を徹底するため、指定ごみ袋制度の指導・啓発に努め、城南衛生管理組合及び構成市町などと連携し、ごみの適正な処理を推進します。

2. 安定的、効率的なサービス体制の確立

良質のサービスを提供するため、安定的かつ効率的なごみ収集・処理に努めるとともに、高齢化等の社会ニーズに対応したサービスの充実に努めます。

3. し尿の適正処理

衛生的かつ快適な生活環境を保全するため、公共下水道計画区域外において、合併処理浄化槽の普及を推進するとともに、し尿の適正処理を促進します。

第3期中期計画

取組の方向

1. ごみの適正処理

ごみの分別を徹底するため、分別方法の周知や啓発に努め、城南衛生管理組合及び構成市町などと連携し、ごみの適正な処理を推進します。

2. 安定的、効率的なサービス体制の確立

良質のサービスを提供するため、安定的かつ効率的なごみ収集・処理に努めるとともに、高齢化等の社会ニーズに対応したサービスの充実に努めます。

3. し尿の適正処理

衛生的かつ快適な生活環境を保全するため、公共下水道計画区域外において、合併処理浄化槽の普及を推進するとともに、し尿の適正処理を促進します。



備考

「1.ごみの適正処理」については、現況と課題の内容を反映し時点修正しています。

第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類1	環境に配慮した安全・安心のまち	中分類1	環境保全対策の推進
小分類4	ごみの減量化の推進		

第3期中期計画における「現況と課題」

国においては、2008年(平成20年)に世界的な資源の制約や地球温暖化問題などに対応していくため、「第2次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組と統合して、循環型社会の形成の実現に向けて方向性が示されています。

本市における循環型社会の構築に向けては、2008年(平成20年)度に策定した「宇治市第2次ごみ処理基本計画」において、「共生の環～未来のために循環型社会を目指して～」を基本理念とし、新たなごみの減量目標を掲げ、市民・事業者・行政の連携・協働による発生抑制(Reduce(リデュース))・再使用(Reuse(リユース))・再生利用(Recycle(リサイクル))の3Rの推進等に取り組んでいます。市内12箇所の公共施設に資源ごみの回収箱を設置して、拠点方式により、てんぷら油・ペットボトルキャップ・蛍光管・小型家電の回収の取組を行い、プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集については、2015年(平成27年)1月からプラマークの分別収集を開始、また2014年(平成26年)12月に家庭でのごみの分別の手助けとなるように「宇治市ごみ分別辞典」を作成し、全世帯へ配布したことなどにより、市民1人1日あたりのごみ排出量の減量化とリサイクル率の向上に繋げることができました。しかしながら、「宇治市第2次ごみ処理基本計画」で定める2018年(平成30年)度の目標リサイクル率は28%と、達成に向けては課題を残しており、さらなる啓発に努める中で、市民・事業者と連携し、循環型社会の実現に努める必要があります。

幼少期から環境への意識を持つことが大切であることから、園児・児童・生徒への環境教育や食品ロス問題の改善に向けた取組として、ごみ問題の現状や分別の重要性などを説明するとともに、分別ゲームやパッカー車の内部が見えるように窓を付けた「スケルトンパッカー車 うじのすけ」を使用した収集実演などを通して環境問題を身近に感じてもらえるよう努め、市民啓発活動に取り組んでいます。今後は、幅広い世代に向けた環境教育や出前講座の手法等の研究を進める中で、ごみの分別や再生利用促進に向けた啓発に取り組む必要があります。

第2期中期計画

目標

循環型社会を形成するため、市民・事業者・行政が協働し、ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進に取り組み、ごみの減量化を図ります。



第3期中期計画

目標

循環型社会を形成するため、市民・事業者・行政が協働し、ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進に取り組み、ごみの減量化を図ります。

第2期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
家庭系ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ) 1人1日あたり平均排出量	504.3g	↘	504g (平成30年度)	2018年(平成30年)度までに2007年(平成19年)度実績値(548g)から8%削減
事業系ごみ1日あたり 平均排出量	34.5t	↘	32.6t (平成30年度)	2018年(平成30年)度までに2007年(平成19年)度実績値(35.4t)から8%削減
リサイクル率	21.1%	↗	28% (平成30年度)	



第3期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
家庭系ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ) 1人1日あたり平均排出量	450g (平成27年度)	↘	↘	
事業系ごみ1日あたり 平均排出量	37.4t (平成27年度)	↘	↘	
リサイクル率	22.8% (平成27年度)	↗	↗	

備考

関連部門計画

- ・ 宇治市第2次ごみ処理基本計画
- ・ 宇治市一般廃棄物処理実施計画

第2期中期計画

取組の方向

1. 3Rの啓発

循環型社会を形成するため、市民・事業者・行政の協働による3R(発生抑制・再使用・再生利用)の推進を目指し啓発活動を行います。

2. ごみの分別と再生利用の促進

ごみの減量化と再生利用の拡大を図るため、古紙の集団回収等の取組を支援するとともに、小型家電の回収や、今後予定しているプラスチック製容器包装廃棄物の分別収集など、ごみ分別品目の拡大等を進め、リサイクル率の向上を図ります。



第3期中期計画

取組の方向

1. 3Rの啓発

循環型社会を形成するため、市民・事業者・行政の協働による3R(発生抑制・再使用・再生利用)の推進を目指し啓発活動を行います。

2. ごみの分別による再生利用の促進

ごみの減量化と再生利用の拡大を図るため、古紙の集団回収等の取組の支援や小型家電の回収、プラマークの分別収集などを実施するとともに、引き続きごみ分別品目の拡大等を検討し、リサイクル率の向上を図ります。

3. 環境教育の推進

幼少期から環境に対する意識を醸成するため、園児・児童・生徒への環境教育を推進します。



備考

「2.ごみの分別による再生利用の促進」については、現況と課題の内容を反映し時点修正しています。
「3.環境教育の推進」については、現況と課題の内容を反映し追加しています。

第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類1	環境に配慮した安全・安心のまち	中分類2	安全・安心なまちづくりへの対応
小分類1	安全・安心なまちづくり		

第3期中期計画における「現況と課題」

災害は台風や地震などの自然現象によってもたらされることが多く、地質・地形や土地の利用状況、そして都市基盤整備や災害時における対応など、様々な要素により被害の程度が変わります。東日本大震災や京都府南部地域豪雨災害を踏まえ、毛布・簡易トイレ・発電機等の備蓄物資の拡充を図るとともに、備蓄物資保管箇所数を拡大しました。一方で、大規模な災害が発生した場合、町内会・自治会等の地域団体による自主防災組織の力が不可欠であり、防災資機材の購入に補助金を交付する宇治市自主防災活動事業補助金制度の活用や未組織の町内会・自治会への組織化の呼び掛けを通じ、組織率向上を図ってきましたが、現在、組織率がおおよそ72%であり、第2期中期計画の目標である75%は達成できておらず、組織率向上に向けて、より一層取り組む必要があります。

また、災害時要援護者の個別支援計画づくりの拡大や福祉避難所と要援護者による防災訓練を実施するほか、大規模災害時には「公助」がすぐに機能しない恐れがあるため、大規模災害発生時における「自助」と「共助」の重要性を啓発し、市民一人ひとりの防災意識の向上を図る必要があります。また、地域の防災力向上により、自然災害をはじめとしたあらゆる災害から市民の生命と財産を守るため、市職員で構成する地区班と市民との信頼関係を深めることや市の防災訓練、自主防災リーダーの育成に向けて研修などを行うとともに、地域での自主的な防災の取組に差があることから、今後も防災意識の普及・啓発に努める必要があります。

局地災害時に備え、新たに遠方の自治体(2014年(平成26年)に東京都小金井市)と災害時相互応援協定を締結し、締結済みの3自治体(山口県宇部市・福井県越前市・沖縄県那覇市)を含め、4自治体と災害時相互応援協定を締結しました。今後もさらなる拡充を検討するとともに、民間事業者等との協定締結拡充に努める必要があります。

また、2015年(平成27年)度で90%以上としていた住宅の耐震化率の目標値を達成できていないことから、耐震化率の向上に向けて、これまで以上に市民・事業者・関係機関と連携して建築物の耐震化・減災化に取り組み、より一層、安全・安心なまちづくりに取り組む必要があります。

犯罪予防や交通安全など地域ぐるみで住みやすいまちづくりを目指す「宇治・久御山安全・安心まちづくり協定」を宇治警察署及び久御山町と締結しました。今後も引き続き、市民の体感治安の向上に向けて、地域社会が有している自主防犯機能の回復を図り、市民・警察・行政が連携して安全を図るコミュニティづくりに地域全体で取り組みますが、安全・安心のまちづくりに必要な地域防犯推進組織の活動の主要な担い手が高齢化しており、後継者・担い手づくりが大きな課題です。

さらに、所有者等による管理が適正に行われていない空き家について、人口減少社会において、今後も管理不全の物件は増えていく可能性が大きいと見られ、空き家の利活用に関する取組が必要となります。管理上課題のある空き家について、所有者に対し適正管理を促すとともに、空き家の流通を支援することなどにより、空き家の発生抑止及び空き家の利活用について検討する必要があります。

第2期中期計画

目標

自然災害をはじめとしたあらゆる災害から市民の生命と財産を守るため、防災体制の確立を図るとともに、市民・事業者・関係機関と連携して防犯に取り組み、安全・安心なまちづくりを推進します。



第3期中期計画

目標

自然災害をはじめとしたあらゆる災害から市民の生命と財産を守るため、防災体制の確立を図るとともに、市民・事業者・関係機関と連携して防犯に取り組み、安全・安心なまちづくりを推進します。

第2期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
宇治市の住宅の耐震化率	84.6%	90%以上 (平成27年度)	↗	
市有建築物の耐震化率	84.4%	90%以上 (平成27年度)	↗	
自主防災組織の組織率	65.0%	75.0%	↗	



第3期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
宇治市の住宅の耐震化率	86.1% (平成27年度)	95.0% (平成37年度)	↗	
市有建築物の耐震化率	93.0% (平成27年度)	100% (平成37年度)	↗	
自主防災組織の組織率	71.7%	82.0%	↗	

備考

関連部門計画

- ・ 宇治市地域防災計画
- ・ 宇治市建築物耐震改修促進計画
- ・ 宇治市第3次防犯推進計画
- ・ 宇治市国民保護計画

第2期中期計画

取組の方向

1. 防災意識の普及・啓発

防災に関する意識の高揚を図るため、防災訓練の実施、講演会の開催やパンフレット作成などの普及・啓発活動を推進します。

2. 地域防災体制の確立

地域防災体制を確立するため、地域での防災訓練の実施等を支援するとともに、自主防災組織の育成、自主防災リーダーの活用、災害時要援護者の避難支援体制の確立に努めます。

3. 危機管理体制の充実

自然災害をはじめとする災害等に対応するため、資機材・食料を確保するとともに、関係機関相互の連携による災害救援体制の充実に取り組めます。

4. 建築物の耐震化の促進

建築物の耐震性確保のため、市施設の耐震改修を行うとともに、民間施設についても、耐震改修の啓発や支援を行います。

5. 防犯対策の充実

犯罪のないまちを実現するため、市民、警察をはじめとした関係機関と連携して、犯罪の防止や抑止を図るとともに、被害者支援に取り組めます。

6. 医療・福祉施設の整備促進

地域医療の充実や災害対応などのため、各地域の医療・福祉施設の整備を促進します。

備考

「2.地域防災体制の確立」については避難行動要支援者の修正と小学校区ごとの安全・安心ネットワーク体制の構築を追加しています。

「3.危機管理体制の充実」については帰宅困難者対策行動指針の策定の検討を追加しています。

「5.防犯対策の充実」については防犯の考え方として空き家の適正管理を追加しています。

「6.医療・福祉施設の整備促進」については計画していた病院等の整備が完了し、災害対応や医療・福祉は各分類で説明しているため削除しています。

第3期中期計画

取組の方向

1. 防災意識の普及・啓発

防災に関する意識の高揚を図るため、防災訓練の実施、講演会の開催やパンフレット作成などの普及・啓発活動を推進します。

2. 地域防災体制の確立

地域防災体制を確立するため、地域での防災訓練の実施等を支援するとともに、自主防災組織の育成、自主防災リーダーの活用、避難行動要支援者の避難支援体制の確立、小学校区ごとの安全・安心ネットワーク体制の構築に努めます。

3. 危機管理体制の充実

自然災害をはじめとする災害等に対応するため、資機材・食料の確保と、関係機関相互の連携による災害救援体制の充実に取り組むとともに、帰宅困難者対策行動指針の策定を検討します。

4. 建築物の耐震化の促進

建築物の耐震性確保のため、市施設の耐震改修を行うとともに、民間施設についても、耐震改修の啓発や支援を行います。

5. 防犯対策の充実

体感治安の向上を図るため、市民、警察をはじめとした関係機関と連携して、犯罪の防止や抑止を図るとともに、被害者支援及び空き家の適正管理などに取り組めます。

第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類1	環境に配慮した安全・安心のまち	中分類2	安全・安心なまちづくりへの対応
小分類2	消防・救急の充実		

第3期中期計画における「現況と課題」

本市では、市民の生命・身体及び財産を火災・水害等の災害から守るため、消防・救助・救急活動や予防活動など市民生活に密着した幅広い活動に取り組んできました。

災害発生時における消防・救助現場対応が安全、確実、迅速に実施できるように、消防水利や消防・救助資機材の維持管理、職員への教養、訓練に取り組み、今後も引き続き、消防体制の充実や新たな車両・資器材の研究などを行う必要があります。

救急活動については、救急救命士の計画的な養成、救急処置高度化に伴う新たな認定の取得、また、高規格救急車及び高度救急資機材の計画的な整備に取り組まれました。少子高齢社会の進展により、救急需要は増加傾向であることから、引き続き、体制の確保と計画的な車両・資機材の整備に努める必要があります。

近年、市民を取り巻く社会環境が急速に変化する中で、市民生活の安全確保と災害による被害の軽減を図るため、市民一人ひとりと各地域のそれぞれが初動対応できることが重要となっており、初期消火対応等に向けて幅広い世代への啓発に努めるとともに、災害予防には市民の防火意識の高揚が必要であることから、町内会等を対象とした訓練時等での啓発活動を引き続き推進していく必要があります。

また、住宅用火災警報器の設置率は少しずつ上昇しているものの100%には至っていない状況であるため、様々な防火啓発の機会を捉え、未設置世帯へのさらなる啓発とともに、機器本体の交換時期を迎える設置世帯に対して、継続設置についての啓発を効果的に行い、全戸設置を目指す必要があります。

一方で、消防庁舎については、災害時における消防防災拠点としての機能を維持するため、経年による老朽化対策等を行い、適正な維持管理を行っていく必要があります。今後、長寿命化対策を計画的に行い、使用年数の延長を図ることを検討する必要があります。

消防団は、地域防災活動の中心的な役割を果たしており、少子高齢化の進展や様々な社会環境の変化にも柔軟に対応し、特性を活かした活動が求められるため、これまで以上に地域の安全・安心を担う組織にふさわしい活動を展開するなど、消防団の活性化に取り組むとともに、魅力ある組織づくりに努める必要があります。消防団員数については、増加傾向にあります。全国的には消防団員数は減少傾向にあることから、引き続き団員確保に努める必要があります。団員の装備の充実についても「消防団の装備の基準」に基づいて検討を行う必要があります。

第2期中期計画

目標

市民を災害から守るため、予防活動をはじめとした災害への対応力の向上を図り、消防力を充実します。



第3期中期計画

目標

市民を災害から守るため、予防活動をはじめとした災害への対応力の向上を図り、消防力を充実します。

第2期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
町内会・自治会等への防火啓発	559回	560回	→	
普通救命講習の実施	1,678人	2,000人	↗	
住宅用火災警報器の普及	86%	100%	100%	



第3期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
町内会・自治会等への防火啓発	626回	630回	→	
普通救命講習の実施	1,886人	2,000人	↗	
住宅用火災警報器の普及	78%	100%	100%	

備考

関連部門計画

第2期中期計画

取組の方向

1. 災害の予防・啓発

火災等の災害を防止し、被害を軽減するため、住宅用火災警報器の設置等、住宅防火対策を推進するとともに、積極的な啓発活動により防火意識の高揚を図ります。

2. 消防力の充実

災害対応力を充実するため、計画的な車両等資機材の整備・充実を図るとともに、消火栓・防火水槽等の消防水利の確保に努めます。

3. 救命率の向上

増加する救急需要への対応と救命率の向上を図るため、計画的に救急救命士及び車両等資機材の高度化対応・充実を図るとともに、応急手当等の普及・向上に努めます。

4. 消防団活動の支援

地域防災力の強化のため、活動の支援と施設の整備などを行い、消防団活動の活性化を図り、充実・強化を促進します。

5. 消防本部・署所施設の適正な管理

災害対応に備えるため、消防防災の活動拠点となる施設の整備と適正な管理を行います。

第3期中期計画

取組の方向

1. 災害の予防・啓発

火災等の災害を防止し、被害を軽減するため、住宅用火災警報器の設置等、住宅防火対策を推進するとともに、積極的な啓発活動により防火意識の高揚を図ります。

2. 消防力の充実

災害対応力を充実するため、計画的な車両等資機材の整備・充実を図るとともに、消火栓・防火水槽等の消防水利の確保に努めます。

3. 救命率の向上

増加する救急需要への対応と救命率の向上を図るため、計画的に救急救命士及び車両等資機材の高度化対応・充実を図るとともに、応急手当等の普及・向上に努めます。

4. 消防団活動の支援

地域防災力の強化のため、活動の支援と施設の整備などを行い、消防団活動の活性化を図り、充実・強化を促進します。

5. 消防本部・署所施設の適正な管理

災害対応に備えるため、消防防災の活動拠点となる施設の整備と適正な管理を行います。



備考

第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類1	環境に配慮した安全・安心のまち	中分類2	安全・安心なまちづくりへの対応
小分類3	宇治川治水対策の推進		

第3期中期計画における「現況と課題」

本市の中央を流れる宇治川では、過去における大出水の経過を踏まえ、流域の変化に対応するため、国において計画高水量を1,500m³/秒とした大規模な改修が進められています。

また、1997年(平成9年)の「河川法」改正に伴い、これまでの治水・利水に加えて河川環境の整備と保全が法の目的に追加され、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「淀川水系河川整備基本方針」を2007年(平成19年)に策定し、これを踏まえて今後20年～30年間の具体的な河川整備の内容を示す「淀川水系河川整備計画」が2008年(平成20年)度に策定されました。

塔の島地区改修や天ヶ瀬ダム再開発事業は、国において2015年(平成27年)度完成に向けて工事を推進されてきましたが、追加対策工等の影響により、それぞれ完成目途が2018年(平成30年)度及び2021年(平成33年)度に延長されました。一方、宇治市内の堤防強化については、当初完成目途よりも早く、2015年(平成27年)度に完了しましたが、2013年(平成25年)の台風18号の事象を踏まえ、さらなる堤防強化対策の実施を要望していく必要があります。

本市にとって整備計画で位置付けられた事業は、治水対策上不可欠であり、早期完成に向けて、国、京都府と連携を図りながら、引き続き積極的に事業の促進を図っていく必要があります。

第2期中期計画

目標

浸水被害から市民の生命と財産を守るため、宇治川治水対策の促進を図ります。



第3期中期計画

目標

浸水被害から市民の生命と財産を守るため、宇治川治水対策の促進を図ります。

第2期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
<参考>【宇治川整備計画:国】 塔の島地区改修	実施	平成27年度 目途に完成	平成27年度 目途に完成	河道掘削、塔の島・橋島 改修、護岸堤防等整備、 導水路・締切堤の撤去な ど
<参考>【宇治川整備計画:国】 堤防強化の実施	2.9km	↗	3.5km (平成30年度 を目途)	※宇治市域分 0.4km
<参考>【宇治川整備計画:国】 天ヶ瀬ダム再開発事業	実施	平成27年度 目途に完成	平成27年度 目途に完成	工事用道路整備、橋梁 架替、トンネル式放流施 設整備



第3期中期計画

目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
<参考>【宇治川整備計画:国】 塔の島地区改修	平成30年度 目途に完成	平成30年度 目途に完成	平成30年度 目途に完成	河道掘削、塔の島・橋島 の改修、護岸堤防等整 備、締切堤の撤去など
<参考>【宇治川整備計画:国】 天ヶ瀬ダム再開発事業	平成30年度 目途に完成	平成33年度 目途に完成	平成33年度 目途に完成	トンネル式放流施設整備 など

備考

今後も引き続き宇治川堤防の適切な管理と必要な強化対策などの実施を国に要望していくものの、現状の宇治川整備計画における堤防強化については、第2期中期計画期間中に完了しているため指標値からは削除します。

関連部門計画

第2期中期計画

取組の方向

1. 宇治川治水対策の促進

市民の生命と財産を守るため、宇治川の治水を促進するとともに、管理者である国に対して治水対策の充実を要望します。

2. 宇治川周辺の環境等への配慮

宇治川周辺の環境・景観を守るため、環境等に最大限配慮した整備促進を、国に対して要望します。

3. 宇治川治水の啓発

宇治川の治水の重要性への理解を深めるため、国に対して必要な情報提供と普及・啓発を要望します。

第3期中期計画

取組の方向

1. 宇治川治水対策の促進

市民の生命と財産を守るため、宇治川の治水を促進するとともに、管理者である国に対して治水対策の充実を要望します。

2. 宇治川周辺の環境等への配慮

宇治川周辺の環境・景観を守るため、環境等に最大限配慮した整備促進を、国に対して要望します。

3. 宇治川治水の啓発

宇治川の治水の重要性への理解を深めるため、国に対して必要な情報提供と普及・啓発を要望します。



備考

